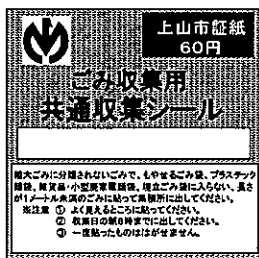


証紙(指定ごみ袋)売りさばき人 手引き



平成24年5月
上山市市民生活課

1 売りさばき人の業務

証紙(指定ごみ袋)売りさばき人は、市長の指定を受けて、上山市内における売りさばき所で下記の上山市指定ごみ袋などを販売することができる方です。

上山市指定ごみ袋 (ごみの種類と大きさ別に10種類) 共通収集シール (1種類) 粗大ごみ証紙 (1種類)	この手引きでは、これらを「ごみ袋等」と呼びます。
---	--------------------------

手順1(注文)

(1) 注文先 山形農業協同組合 グリーンやまがた南部(場所は右ページ下部参照)

(2) 注文方法 3種類から選択してください。

方法	アドレス・番号	受付時間
電子メール	greennanbu@jayamagata.or.jp	24時間受付
ファックス	023-679-8657	24時間受付
電話	023-679-8656	月～金 午前8時30分～午後5時 但し、祝日、12/29～1/3は除く

(3) 注文書 「証紙(指定ごみ袋)注文書」(別紙1)を使用してください。

- 電子メールでの注文は、様式を上山市のホームページ([ごみ]-[ごみの情報]-[◆指定ごみ袋注文書])からダウンロードしてください。
- ファックスでの注文は、別紙1をコピーして使ってください。
- 電話で注文の場合は、グリーンやまがた南部で注文書に書き込みます。

※ 直接買受(配達を受けないで、自分でグリーンやまがた南部に受け取りに行く場合)であっても、事前の注文が必要です。

(4) 注文単位 配送の場合は下記のとおりです。直接買受の場合、ごみ袋は0.5箱、共通収集シール・粗大ごみ証紙は0.5組単位での注文が可能です。

- ごみ袋 1箱単位(もやせるごみ特大袋300枚、その他は500枚)
- 共通収集シール 1組単位(5枚/シート×20シート=100枚)
- 粗大ごみ証紙 1組単位(10枚)

(5) 配送日(受取日)

注文を平日(月～金)の正午まで行くと、翌日(土、日、祝日の場合はその翌平日)の午後2時までに、配送又はグリーンやまがた南部での直接買受ができます。午後2時以降の配送や買受は原則できません。また、注文当日の配送・買受もできませんので、計画的に注文されますようお願いいたします。

手順2(受領)

売りさばき人は、ごみ袋等の販売価格から売りさばき手数料(7%)を差引いた金額を支払います。支払方法は2種類で、年1回に限り変更が可能です。

【配送単位ごとの金額】

		1枚あたりの金額 ①	配送単位 ②	1箱あたりの金額 (①×②) ③	売りさばき人の取扱手数料 (③×7%) ④	配送時に売りさばき人が支払う金額 (③+④)
もやせるごみ	特大袋(60L)	60円	500枚/箱	18,000円	1,260円	16,740円
	大袋(35L)	35円		17,500円	1,225円	16,275円
	小袋(20L)	20円		10,000円	700円	9,300円
	極小袋(10L)	10円		5,000円	350円	4,650円
プラスチック類	大袋(35L)	35円		17,500円	1,225円	16,275円
	小袋(20L)	20円		10,000円	700円	9,300円
雑貨品・小型廃家電類	大袋(35L)	35円		17,500円	1,225円	16,275円
	小袋(20L)	20円		10,000円	700円	9,300円
埋立ごみ	小袋(20L)	20円	10,000円	700円	9,300円	
	極小袋(10L)	10円	5,000円	350円	4,650円	
共通収集シート		60円	100枚/組 (5枚/シート×20シート)	6,000円	420円	5,580円
粗大ごみ証紙		500円	10枚/組	5,000円	350円	4,650円

◆現金払い

- ごみ袋等の受領時に支払いを現金で行います。当日換金できる小切手も可能です。
- 領収証書(右様式参照)に売りさばき人の記名と領収印を押します。

- 3枚複写で、3者がそれぞれ保管します。

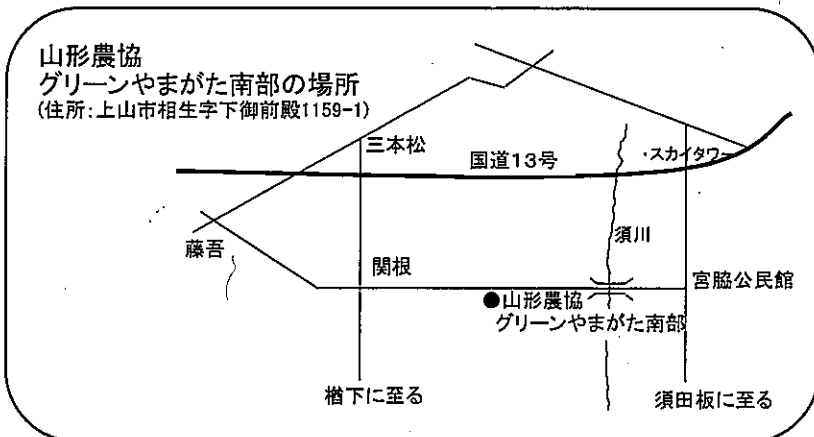
売りさばき人
 上山市指定事業者(山形農業協同組合)
 上山市

- 受領印の欄に受領者の記名、押印をします。

(記入例)

宛先 指定事業者			
買受請求書兼取扱手数料領収証書			
年度		年月日	
販売元(ごみ) 住所又は所在地		上山市南町1-1-10	
氏名又は名称及び代表者氏名		上山市	
(指定番号 第 10 号)		代表 上山太郎	
種別	枚数	金額	
もやせるごみ	特大袋 60円		
	大袋 35円	500	17,500
	小袋 20円		
	特大袋 60円	300	18,000
プラスチック類	小袋 20円		
	大袋 35円	500	17,500
雑貨品・小型廃家電類	小袋 20円		
	大袋 35円	500	17,500
埋立ごみ	特大袋 60円		
	小袋 20円	500	10,000
共通収集シート	60円	100	6,000
粗大ごみ証紙	500円	10	5,000
総額(指定ごみ袋) 代金合計 (A)		91,500	
取扱手数料 (A)×7% (B)		6,405	
合計金額 (A)+(B)		85,095	
記入科目	数量	金額	
受領科目	数量	金額	
上記の総額代金を領収しました。		販売元・領収印	
上山市指定事業者		印	
山形農業協同組合		印	
上記の総額及び取扱手数料を領収しました。		販売元・取扱手数料・領収印	
販売元(ごみ) 氏名		山形二郎 印	
代表 上山太郎		印	

(指定事業者用)



◆後納払い

後納払いを希望される方は、「後納払い申請書」(別紙2)を提出してください。

なお、後納払い申請書を提出されない方は現金払いとして扱わせていただきますのでご了承ください。

- (1) ごみ袋等の受領時に納品書へ受領印をもらいます。
- (2) 月ごとに納品数量を集計し、翌月初めに市から納入通知書を送付します。
- (3) 納入期限内に金融機関で代金を納入してもらいます。

※ 当然ながら、代金未納の場合は、ご注文をいただいても配送や直接買受は出来かねますのでご注意ください。

手順3(販売)

- (1) ごみ袋等は「証紙」です。販売価格は条例で定められておりますので、値引き等はできません。必ず券面額で販売してください。また、消費税は非課税です。

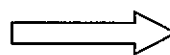
また、ごみ袋や共通収集シールのバラ売り(1枚単位の販売)はしないでください。

【新ごみ袋等の種類と販売価格及び手数料】

種 類		1枚あたりの 単価	販売単位 (入数)	販売価格 ※消費税は非課税
もやせるごみ	特大袋(60L)	60円	1袋 (10枚/袋)	600円
	大袋(35L)	35円	1袋 (10枚/袋)	350円
	小袋(20L)	20円	1袋 (10枚/袋)	200円
	極小袋(10L)	10円	1袋 (10枚/袋)	100円
プラスチック類	大袋(35L)	35円	1袋 (10枚/袋)	350円
	小袋(20L)	20円	1袋 (10枚/袋)	200円
雑貨品・ 小型廃家電類	大袋(35L)	35円	1袋 (10枚/袋)	350円
	小袋(20L)	20円	1袋 (10枚/袋)	200円
埋立ごみ	小袋(20L)	20円	1袋 (10枚/袋)	200円
	極小袋(10L)	10円	1袋 (10枚/袋)	100円
共通収集シール		60円	1シート (5枚/シート)	300円
粗大ごみ証紙		500円	1枚	500円

- (2) 売りさばき人には上山市の指定を示す表札を交付します。

店頭などの見やすいところに表示願います。



上山市証紙取扱店

2 手続きについて

- (1) 売りさばき人の指定を受ける場合は、「証紙（指定ごみ袋）売りさばき人指定申請書」（別紙3）に、次に掲げる書類を添付して申請してください。

※有効期間満了後、継続する場合も再度の申請が必要です。

- ① 売りさばき所の位置図
- ② 身分証明書（法人の場合にあつては、登記簿の抄本）
- ③ 市税の納税証明書（現在滞納がない旨の証明書）

- (2) 次に該当する場合は「証紙（指定ごみ袋）売りさばき人廃止・変更届」（別紙4）が必要です。該当事項を証明する書類を添えて提出してください。

- 売りさばき人の社名、代表者、販売場所の所在地に変更があつた場合
- 売りさばき業務を廃止する場合

- (3) 購入した証紙の還付には原則応じません。ただし、証紙の変更など市の都合による場合や市長がやむを得ないと認めるときは、「証紙（指定ごみ袋）代金還付請求書」（別紙5）とともに提出することにより還付を受けることができます。その際、還付額は券面額から取扱手数料に相当する額を差し引いた額になります。

- (4) もしごみ袋等に不良品があつた場合は交換します。不良品とともに「証紙（指定ごみ袋）交換請求書」（別紙6）の提出をお願いします。

※ 早急に製造元への確認等を行いますので、提出前に、山形農業協同組合グリーンやまがた南部、又は市民生活課への連絡もお願いします。

3 売りさばき人の有効期間

- (1) 売りさばき人指定の有効期間は、5年間を限度として期間が設定されます。
- (2) 期間満了後も継続するには、再度の申請が必要です。その際、新規と同様に「証紙（指定ごみ袋）売りさばき人指定申請書」（別紙3）及び添付書類が必要となりますので、ご準備をよろしくをお願いします。

4 その他

ごみ区分の中には、透明袋等（指定なし）の使用を義務付けているものがあります。

『もやせるごみ』のおむつ、『古紙類』の布類及びシュレッダーくず、水銀含有ごみ、ペットボトル

透明袋等はJAで注文・配送をしておりません。お手数ですが、ごみ袋等と併せ、それらの袋についても別途取り扱いをされますよう、ご配慮のほどお願いいたします。

問い合わせ・申請書等の提出先

上山市市民生活課 環境衛生グループ（上山市役所1階窓口⑤）

電話番号 672-1111(内線 117、118、119) FAX 672-1112

住所 〒999-3192 上山市河崎一丁目1-10

証紙(指定ごみ袋)注文書

注文日

平成

年

月

日

店名		
指定番号	電話番号	
担当者		

配送あり	配送なし

※どちらかに○を付けて下さい

コード	種別	大きさ	注文数(箱)	1箱あたりの枚数	枚数	1枚単価(円)	証紙代金(円)	備考
1	もやせるごみ袋	小 20ℓ		500		20		
2	もやせるごみ袋	大 35ℓ		500		35		
3	もやせるごみ袋	特大 60ℓ		300		60		
4	もやせるごみ袋	極小 10ℓ		500		10		
10	プラスチック類袋	小 20ℓ		500		20		
11	プラスチック類袋	大 35ℓ		500		35		
20	雑貨品・小型廃家電類袋	小 20ℓ		500		20		
21	雑貨品・小型廃家電類袋	大 35ℓ		500		35		
30	埋立ごみ袋	小 20ℓ		500		20		
31	埋立ごみ袋	極小 10ℓ		500		10		
40	共通収集シール			100		60		
50	粗大ごみシール			10		500		
証紙代金合計								

※ 注文は、原則1箱または1組単位です。

※ ただし、直接 指定事業者へ買受に行く場合は、0.5箱または0.5組単位でも可能です。

※ 直接買受に行く場合も事前の注文は必要です。

※ 1箱単位と0.5箱の両方が混在する注文の場合は、すべて直接買受となります。

注文先 山形農業協同組合 グリーンやまがた南部

FAX 679-8657

電話 679-8656

Eメール greennanbu@jayamagata.or.jp

証紙（指定ごみ袋）代金 後納払い申請書

平成 年 月 日

上山市長 様

売りさばき人 指定番号 第 号
住所又は所在地
(法人名称)
氏名 (代表者名)

㊞

買い受けた証紙（指定ごみ袋）代金について、後納払いとしたいので申請します。

記

1	納入通知書の宛名 (請求書の宛名)	法人名 氏名 (代表者名)
2	納入通知書の送付先 (請求書の届け先)	住所
3	納入通知書の送付先の宛名 (請求書の届け先の宛名)	氏名
4	その他	

証紙(指定ごみ袋)売りさばき人指定申請書

平成 年 月 日

上山市長 様

申請者 住所又は所在地

(法人名称)

氏名(代表者氏名)

印

電話番号

上山市廃棄物処理に関する証紙条例施行規則第3条第2項の規定により、売りさばき人の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

売りさばき所	所在地 (名称)	
	電話番号	

添付書類

- 1 売りさばき所の位置図
- 2 身分証明書(法人の場合にあつては、登記簿の抄本)
- 3 市税の納税証明書(現在滞納がない旨の証明書)

備考

氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 11 号(第 10 条第 1 項関係)

証紙(指定ごみ袋)売りさばき人廃止・変更届

年 月 日

上山市長 様

申請書 住所又は所在地
 (法人名称)
 氏名(代表者氏名) ㊦
 電話番号

下記のとおり証紙(指定ごみ袋)の売りさばきを廃止・変更したいので、上山市廃棄物処理に関する証紙条例施行規則第 10 条の規定に基づき、関係書類を添付して届け出ます。

記

廃止・変更の別		・ 廃止 ・ 変更 (氏名・名称・代表者氏名・住所・居所・所在地)
変更の内容	変更前	
	変更後	
廃止・変更の理由		
廃止・変更年月日		

備考

- 「廃止・変更の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- 変更の事実を証する書類(住民票の写し、登記事項証明書等)を添付すること。
- 「変更の内容」の欄は、変更前と変更後の内容を対照して記入すること。

証紙（指定ごみ袋）代金還付請求書

年 月 日

上山市会計管理者 様

売さばき人 指定番号 第 号
住所又は所在地
(法人名称)
氏名 (代表者名) ㊟

買い受けた証紙(指定ごみ袋)代金について、上山市廃棄物処理に関する証紙条例施行規則第12条第2項に基づき還付下さるよう証紙及び取扱い手数料を添えて請求します。

記

種 別		返還枚数	金 額	請求理由
も や せ る ご み	極小袋	10円	枚	円
	小 袋	20円		
	大 袋	35円		
	特大袋	60円		
プ ラ ス チ ッ ク 類	小 袋	20円		
	大 袋	35円		
雑貨品・小型廃家電類	小 袋	20円		
	大 袋	35円		
埋 立 ご み	極小袋	10円		
	小 袋	20円		
共 通 収 集 シ ー ル		60円		
粗 大 ご み 証 紙		500円		
合 計 (A)				
返還取扱い手数料 (A) × 7% (B)				円
還付金 (A) - (B)				円

領 収 証 書

上記の証紙（指定ごみ袋）に係る還付金を領収いたしました。

年 月 日

売さばき人 指定番号 第 号
住所又は所在地
(法人名称)
氏名 (代表者名) ㊟

上山市長 様

証紙（指定ごみ袋）交換請求書

年 月 日

上山市指定事業者 様

指定番号 第 号

住所又は所在地

(法人名称)

氏名（代表者名）

㊟

下記の理由により証紙の交換を請求します。

記

種 別			枚数	交換理由
も や せ る ご み	極小袋	10円		
	小袋	20円		
	大袋	35円		
	特大袋	60円		
プ ラ ス チ ッ ク 類	小袋	20円		
	大袋	35円		
雑貨品・小型廃家電類	小袋	20円		
	大袋	35円		
埋 立 ご み	極小袋	10円		
	小袋	20円		
共 通 収 集 シ ー ル	60円			
粗 大 ご み 証 紙	500円			
合 計				

交 換 領 収 書

種 別			枚数	交換理由
も や せ る ご み	極小袋	10円		
	小袋	20円		
	大袋	35円		
	特大袋	60円		
プ ラ ス チ ッ ク 類	小袋	20円		
	大袋	35円		
雑貨品・小型廃家電類	小袋	20円		
	大袋	35円		
埋 立 ご み	極小袋	10円		
	小袋	20円		
共 通 収 集 シ ー ル	60円			
粗 大 ご み 証 紙	500円			
合 計				

上記の証紙を領収しました。

年 月 日

売りさばき人

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

上山市指定事業者

様